# 三印法典について

石 井 米 雄

#### Introductory remarks on the Law of Three Seals

by

Yoneo ISHII

#### はじめに

「三印法典」(กฎหมายตราสามดวง Kotmai Tra Sam Duang)とは、現ラタナコーシン王朝の創業者、プラプッタ・ヨートファ・チュラローク王ラーマ1世(1782~1809)の勅命によって、1805年に編纂された、タイ語法典を意味する。「三印法典」という名は、通称であるが、これは「正本」(カブリガョフィ Chabap Luang)として作成された写本の各帖に(後述参照)、それぞれ3個の印章が押捺されていることによる。い

広く知られているように、アユタヤ時代の古文献、古記録は、1767年に行なわれた、ビルマ遠征軍のアユタヤ攻撃の際、その大部分が散逸してしまったものと信じられている。17世紀にタイを訪れたフランスの一法律家は、ナライ王(1657~88)当時の、タイの公法典 Le Droit Public について言及しているがか、これらの古法典の写本も、ビルマ軍の戦火を免れなかったものと思われる。かろうじて散逸をのがれ、ラタナコーシン時代に伝えられたアユタヤ 法典は、総量のわずか 1/9 ないし 1/10 にすぎなかった、という。か 「三印法典」は、これらの回収された古法典に基づいて編纂された法典であって、1350年から 1805年までの 455年間に制定・公布された雑多な法令・布告を含んでおり、アユタヤ時代からラタナコーシン初期にかけての法制史史料として、きわめて重要な意義をもつものである。か

<sup>1)</sup> The Three Seals Law, The Law of the Three Seals, Lois aux trois sceaux などと訳されている。本稿では、とくに明記せぬかぎり R. Lingat 校訂本 (3 Vols.) により、KTSD と略記する。

<sup>2)</sup> De la Loubère, p. 314.

<sup>3)</sup> พระราชกำหนดใหม่ 28. *KTSD*, Vol. 3, p. 399.

<sup>4)</sup> 三印法典にもれた、アユタヤ期の布告等を収録した文献としてはつぎのものが重要である。กรมศิล-ปากร、พระราชกำหนดครั้งกรุงศรีอยุธยา Bangkok, 1964. 64 p.

筆者はさきに、「三印法典」の一部を利用した三つの報告を発表したがか、本稿では、「三 印法典」の全体的性格について考察し、今後、この法典をより広範な形で利用する際の足がか りとしたいと思う。先学の御叱正を得ることができれば幸いである。

#### Ⅰ 三印法典の成立

ラーマ1世王は、宗教、法律、文学などの諸分野における、アユタヤ王朝の伝統の再興者として知られている。60 登位後6年を経た1788年のこと、王は250名に上る僧俗の学者を動員し、5カ月にわたって三蔵経の考訂を行ない、タイの仏教興隆の基をひらいた。さらに一歩進めて、紊乱したサンガの浄化に乗り出した1世王は、1801年頃までの間に、破戒僧の粛正、追放を行なうなど、タイ仏教の中核体を形成するサンガの再建のため、思い切った施策を、つぎつぎと打ち出している。思うに、1世王は、伝統的価値の担い手であるサンガの浄化と振興をはかることによって、アユタヤ滅亡以来の、混乱したタイ社会に、新しい秩序を樹立しようとしたものであろう。

こうした,一種の「精神作興運動」が一段落すると,王の関心は,しだいに国家統治の基礎である法律制度の整備へと向けられていった。この間の事情は,「三印法典」の前文の中に明瞭に述べられている。

「国王はこうお考えになった。かつて仏教界においては、僧俗の信徒がこぞって信奉する8万4千の経文が、はなはだしく混乱し、そのため、ブッダの聖なる教説を学ぶことが困難をきわめていた。そこで Phra Sangkharat, Phra Thammaudom, Phra Phuttha Kosachan を上首として、Phaya Thammapricha ら、在俗の学者もこれに加わって、三蔵経の結集を行ない、これらの経文を古注に照らして、ブッダの聖なる教説に合致するよう改めた。その結果、三蔵経は元の正しさに立ち戻り、子々孫々に至るまで、容易にブッダの教えを学ぶことができるようになった。これはまことにめでたいことである。

ひるがえって、王国の現状をみるに、そもそも、天下国家を統べ治める国王は、古の帝王の 定め給うた法典をよりどころとして、臣民のあらそい事について、正しい裁きを行なうことが 出来るのであるものを、いまやこれらの法典は、錯乱し、誤謬矛盾に満ちみちており、これら を、貧欲に汚れ、罪をおそれぬ輩どもが、意のままに改ざんして裁きを行なっているため、ま

<sup>5) 「</sup>タイの徭役制度の一考察 — 三印法典を中心として」『東南アジア研究』第6巻第1号 (1968年6月) pp. 36-54. 「タイの奴隷制に関する覚え書」『東南アジア研究』第5巻第3号 (1967年12月) pp. 167-180. 「アユタヤ王朝の統治範囲を示す『三印法典』中の3テキスト」『東南アジア研究』第6巻第2号 (1968年9月) pp. 135-164.

<sup>6)</sup> Prince Dhani Nivat, "The reconstruction of Rama I of the Chakri Dynasty," *Journal of Siam Society (JSS)*, XLIII, 1, pp. 21-48.

ことに世に正義の行なわれぬ状況を現出している。」<sup>つ</sup>

ラーマ1世王をして、法の乱れを嘆かせ、当時伝承されていたいっさいの法典を徹底的に再 検討しようと思い立たせるにいたる具体的な契機となったのは、一下級官吏の離婚をめぐるつ ぎのような訴えであったという。89

王室金物師、ナイ・ブンシーの妻アムデング・ポムは、夫を相手どって離婚の訴訟を提起した。この訴訟は、判事のプラ・カセムによって審理されることになった。被告人ブンシーは、妻ポムが、ナイ・ラーチャーアット某と、不義を働いたと主張して、この離婚の訴えに異議を申し立てた。しかし、判事は、原告人ポムに加担して、被告人の供述を無視し、一方的な調書を Luk Khun は、被告人の申し立てにもかかわらず、妻に絶対離婚権を認めた条文「妻、夫を離婚せんと欲すれば、離婚することを得べし(หญ้งอย่าชายหยาได้)」に基づき、ポムの離婚の訴えを認めるべしとの判定を下した。 被告人ブンシーは、この判定を不服とし、判事プラ・カセムとラーチャーアット某を相手どって訴訟を提起した。

この事件は、チャオプラヤー・タマラートの奏上によって、上間に達した。国王は、不義を働いた妻に、 夫を離婚する権利を認めた法の存在を不審に思い、 Luk Khun が典拠とした法典を、「御殿」および「御文庫」に保管されていた他の2組の法典写本と照合したところ、そのいずれとも内容が一致したのであった。ここに至って、王は、法典の内容自体の信憑性について疑いを抱き始め、ついに、当時伝承されていたすべての法典を再吟味しようと決意するにいたる。以上が「三印法典」の前文に述べられた同法典編纂にいたるまでの事情である。

小暦1166年子年, 陰暦 3 月, 白分 1 日, 木曜日 (1805年 1 月31日), ラーマ 1 世王は, 4 人の書記 (alak), 4 人の学者 (ratchabandit) と 3 人のバラモン法律僧 (luk khun), 計 11 名より成る「委員会」を任命し, これに法典の改訂準備を命じた。100 こうして, 今日「三印法典」の名をもって知られる新法典編纂の作業が開始されることとなったのである。

新法典の編纂作業は、かなりいそいで行なわれたように思われる。 その証拠のひとつとして、完成した新法典の後半約 1/3 が、まったく未整理な、各種の布告の寄せ集めにすぎない、

- 7) ประกาศพระราชปรารภ *KTSD*, Vol. 1, pp. 2-3.
- 8) *Loc.*, *cit*.
- 9) 正しくは luk khun sala luang と呼ぶ。法律の解釈を司るバラモン僧のこと。luk khun の任務は、当該の訴訟事件に適用されるべき法律の条文を検索し提示することにあり、 その性格は advisory なものにとどまった。なお伝統的なタイの司法制度における luk khun の位置づけについては Wales, 1965, p. 180 参照。
- 10) KTSD, Vol. 1, pp. 2-3.

という点をあげることが出来る。<sup>11)</sup> 後述するように、「委員会」の計画には、「互いに関連する事項をとりまとめる」という作業が含まれていた。<sup>12)</sup> それが、このような未整理の部分を大量に残したというのは、おそらく新法典の完成をいそぐ国王の意志を反映したものと見てよいのではなかろうか。

現存の 史料によるかぎり、 われわれは新法典編纂 の 過程を詳細 に 後づけることはできない。<sup>13)</sup> しかしながら、今日伝承されている写本に記された日付を手がかりにして、編纂ならびに、法典の写本が完成した時期を推定し、これから作業に要した時間を算出することは不可能ではない。

いま、かりに法典前文の冒頭にかかげられた日付、小暦1166年子年、陰暦3月、白分1日、木曜日(1805年1月31日)を、編纂作業開始の時期としよう。法典の最後に位する「新勅令」の現存の写本には、写本完成の日として小暦1167年、丑年、陰暦1月、黒分10日(1805年12月16日)と記されている。未発見の写本の存在を考慮したとしても、この日付は新法典完成時の上限と考えてよいものであろう。そこでこの日付と作業開始時との差を求めると、新法典・完成に要した時間として11カ月弱という数字が得られる。さらに既発見の写本の内、もっとも早い日付が、小暦1157年、丑年、陰暦10月、白分10日(1805年9月3日)であることから、定稿完成までに費やされた正味の時間は、この内7カ月にすぎぬことを知るであろう。1498ツ折版22行組で正味1436ページという総量、11人の専門家が予備的に編集したテキストに逐一王自らが朱を加えるという面倒な作業手続(後述参照)を合わせ考えるとき、7カ月という期間は決して長いものではない。王の意図が、歴史的文献の定本作成にあるのではなく、早急に利用を迫られている実用法典の編纂にあったことを考えれば、こうした性急な作業ぶりも、うなずけるであろう。

完成した原稿は、書記が「墨」をもって (chup sen muk ชูบเล้นหมัก) 3 部の写本を作成し、伝統にしたがって、「御殿 (hong khruang ท้องเครื่อง)」に国王 の 参照用として 一部、「御文庫 (ho luang ทอทลวง)」に複写用として 1 部、「Luk Khun の法廷 (San Luang samrap

**828** — 158 —

<sup>11)</sup> กฎ ๓๖ ข้อ (36条法), พระราชบัญญัติ (勅令), พระราชกำหนดเก่า (旧勅令), พระราชกำหนด-ใหม่ (新勅令)など。

<sup>12)</sup> 後述 p. 161.

<sup>13) 1</sup>世王年代記の記述は、「三印法典」前文のパラフレーズにすぎず、 あまり役に立たない。
(cf. พระราชพงคาวดารกรุงรัตนโกสินทร์ฉบับหอสมุดแห่งชาติ รัชกาลที่ ๑ ๆ และ รัชกาลที่ ๒ ๆ สำนักพิมพ์คลังวิทยา กรงเทพฯ ๒๕๐๕ pp. 274-276)

<sup>14)</sup> Lingat (1), p. 290. なお, 各写本の成立の時期については, Burnay (1)により, 現存する全写本の各々について知ることが出来る。

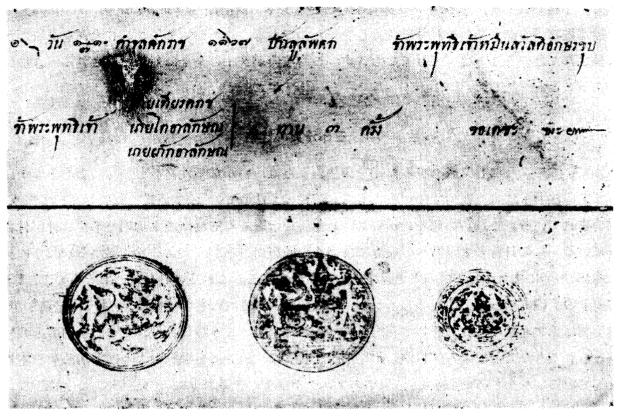


写真1 「三 印 法 典」 正 本

Luk Khun ลานทลวงสำหรับลูกขุน)」に 裁判実務用として1部を それぞれ 保管した。<sup>15)</sup> これらの写本は、Samut Thai Khao と呼ばれるタイ式の横折本(348 mm×115 mm)である。<sup>15)</sup> (写真1) これら3組の写本は「正本(chabap luang ฉบับทลวง)」と呼ばれ、その権威のしるしとして、各帖の第2ページ目に3個の印章が押捺された。「三印法典」の名がこれに由来することは繰り返すまでもない。これら3個の印章は、左から、Phraratchasi พระราชสัท、Phrakhotchasi พระคชสัท、Buakaeo บัวแก้ว と呼ばれ、それぞれ、「民部省(Krom Mahatthai กรมมทาดไทย)」、「兵部省(Krom Kalahom กรมกลาโทม)」および「港務省(Kromatha กรมทา)」の長官の官印であった。これらの役職が、かつてはその名の示すような機能を果たしていたものであるかどうかについては、不明な点が多く、今後の研究にまたなければならないが、少なくとも、1805年当時においては、これらの名称はすでに実質的な意味を失い、事実上タイの全土を3分して支配する顕官の名称となってしまっていた。すなわち、首都バンコクを中心として、北方地方は「民部省」(実際にはその長官である「民部卿」、以下同じ)、南方

<sup>15)</sup> KTSD, Vol. 1, pp. 4-5.

<sup>16)</sup> Burnay (1), p. 144.

地方は「兵部省」が、またバンコクを中心としたシャム湾沿岸(the Bight of Bangkok)地方は「港務省」が、それぞれ分轄統治していたのである。したがって、この3大顕官の官印が押捺されたということは、とりもなおさず、この法典がタイの全土に対し適用されるべき法律であることを意味した。 $^{17}$ 

### Ⅱ 三印法典の性格

さて、このようにして成立をみた「三印法典」とは、いかなる性格をもつものであろうか。 「三印法典」には、後節でのべるように、27篇の「法令」、「法令集成」ないし「布告集成」 が含まれている。これらの個々の法令ないし布告には、それぞれの成立時期を示す日付が付さ れている。この日付の太陽暦への換算には多くの問題があるが、およそ1350年から1805年に及 ぶ約450年間にまたがっていることは上述のとおりである。これらの日付は、おそらく、「三印 法典」の基礎となった旧法典の写本から、そのまま転写されたものであろう。「三印法典」が、 無批判に「アユタヤ法典」として利用されてきた理由も、こうした日付がそのまま内容と共に 信じられてきたことによる。しかし、「三印法典」は、前節にも触れたように実用法典を本旨 として編纂されたものであって、 伝承のアユタヤ法典のテキストに、 史料批判の手続を加え て、精錬した定本ではない。したがって、たとえ古い日付が、そのまま保存されていたとして も、われわれは、その法律なり布告なりの内容を、そのまま成立当時のものと考える訳にはい かない。まして前文の記述の中に、明瞭に「訂正する (chamra datplaeng)」という言葉があ ればなおさらのことである(後述)。それにもかかわらず、アユタヤ期にかんする今日の貧弱 なタイ語史料の存在状況は、「三印法典」を無価値なものとして単純にしりぞけることを許さ ない。われわれは、「三印法典」の不備を十分承知しながらも、これがアユタヤ史料としてど こまで利用しうるかについて、その限界を見きわめる努力を怠ってはならないのである。

「三印法典」の性格を規定するための最も基本的な手続は、法典編纂の手順を知ることであるう。幸い「三印法典」の前文には、編纂の手続を具体的に示す文言があるので、以下該当する部分を抽出して、逐一検討を加えてみたい。<sup>18)</sup>

# (a) ชำระพระราชกำหนดบดพระไอยการอันมีอยู่ในหอหลวงตั้งแต่พระธรรมศาสตร์

「御文庫所蔵の法典を、Phrathammasat から始めて、(順次に)考訂(chamra)する。」「委員会」が用いた法典のテキストは「御文庫」所蔵の写本であった。19)「御殿」 および「luk khun の法廷」にも保管されていたと考えられる、他の2組の写本と「御文庫本」との照合が行なわれたかどうかについては言及されていない。

830

<sup>17)</sup> Lingat (1), p. 289 n.

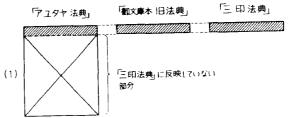
<sup>18)</sup> Ibid., p. 286. KTSD, Vol. 1, p. 4.

<sup>19)</sup> 以下「御文庫本旧法典」と略称する。

われわれは、「御文庫本旧法典」の成立の事情について、まったく知るところがない。「新 勅令」28には、「都アユタヤが、 憎き敵ビルマの手におちたとき、 もろもろの法典は四散して、わずかにその 1/9、 1/10 を余すのみとなった。(ครั้นกรุงศรีอยุทธยาเสียแก่อ้ายพะมาฆาศึก พระธรรมสาตรราชสาตบทพระอายการ กระจัดกระจาย หายเก้าส่วนสิบส่วนมือยู่สักส่วนหนึ่ง)」 $^{200}$  とあるが、この文言から、「御文庫本旧法典」の成立についてつぎのような推定を行なうことができるであろう。(図 1)

- (1) 「御文庫本旧法典」は、アユタヤ法典の 1/10 ない し 1/9 の 状態のみを反映する。 あるいは、
- (2) 「御文庫本旧法典」は、アユタヤ法典の 1/10 ない し 1/9 に 相当する量の伝承写本に、アユタヤ朝の廷臣たちの記憶に基づいて再構した「アユタヤ法典」を加えて成立したものである。

いずれの場合も,「御文庫本旧法典」自体が, アユタヤ法典のきわめて貧弱な反映でしかないことは明瞭であろう。 この点は,必然



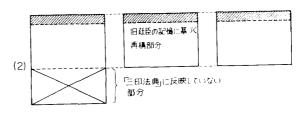


図1 失われたアユタヤ法典と「三印法典」 との関係を示す概念図

的に、アユタヤ史料としての「三印法典」の性格を限定している。

# (b) ไปให้ถูกถั่วนตามบาพีและเนื้อความให้ผิดเพี้ยนซ้ำกันได้จัดเบ็นหมวด

「『パーリ聖典』と『内容』とに合致するよう、誤謬と矛盾をとり除き、たがいに関連し合う事項をひとまとめにする。」

Lingat も指摘しているように<sup>21)</sup>,「委員会」の任務は、さきに行なわれた「三蔵経」の結集の場合のような、諸写本の校合による校定本の作成にあるのではなかった。「委員会」に期待された作業は、テキストの解釈を困難にしている諸矛盾を除き去ることであった。次項にのべるように、テキストの「誤謬」を訂正する最終的権限は、国王のために留保されていたのであるから、「委員会」が実際に行なったのは、誤謬ないし矛盾の存在を、明確な形で国王に提示することにあったと考えてよいのであろう。「たがいに関連し合う事項をひとまとめにする」という作業も、このような趣旨によるものであろう。

# (c) แล้วทรงชำระดัดแปลงซึ่งบดอันวิปลาดนั้นให้ชอบโดยยุติธรรม

「ついで(国王は), 誤った部分を, 正義にかなうよう, 訂正し給うた。」

<sup>20)</sup> 注3)参照。

<sup>21)</sup> Lingat (1), p. 287.

"ชำระ chamra" とは「問題を検討して可否を判断すること(พิจารณาตัดสินคดี)」 $^{22}$ ),"ดักแปลง datplaeng" とは「ふさわしい形に改めること(แก้ไขเปลี่ยนแปลงให้เหมาะสม)」 $^{23}$ ) である。 したがって,上記の訳は,厳密には,「テキストの不審な部分が, 誤りであるかどうかを検討し,これが誤りであると判断したならば,正義に照らしてふさわしいよう,これを改める」ということになろう。

さて、ここで価値判断の基準とされた「正義」とは、いかなる内容をもつものであろうか。 ラーマ1世王と、同時代のタイ人にとって、「正義(yuttitham)」とは、「慣習(thamniam-prapheni)」の同意語であり、両者は不可分の関係にあった。<sup>24)</sup> ラーマ1世王は即位の時31才。 天下の統一をめざして戦いに明け暮れたタークシン王の治世の後をうけて、王位についた彼に課せられた第一の使命は、平和的秩序の回復であり、その維持であった。アユタヤ末期から、トンブリ朝にかけて、戦乱のうちにあわただしい歳月が流れたが、そのかなたには、アユタヤ王朝400年の文化が、再生の日を望んで静かに息づいていた。1世王にとって、復活されるべきものは、アユタヤの遺産であり、理想化されたアユタヤ的価値であった。したがって、もし「慣習」が「正義」である、という等式が成り立つとすれば、その慣習とは、とりもなおさず美化されたアユタヤ朝のそれであり、誤謬とは、アユタヤ的伝統からの離反を指すものであったと考えられる。王が法の「誤謬と矛盾」とを訂正しようとしたとき、その姿勢は革新者のそれではなく、復古者の姿勢であった。この点は、アユタヤ史料としての「三印法典」が被った変改にひとつの方向づけを与えるものであるといえよう。

(d) ด้วยพระไทยทรงพระมหากรรุณาคุณจะให้เป็นประโยชน์แก่กระษัตรอันจะคำรงแผ่นดินไป ในภาย-หน้า

「これらは、ゆくさき、この王国を統治すべき諸王にとって、役立つようにとの大御心に出るものである。」

本法典の編纂に向かうラーマ1世王のひいでて実践的姿勢は、この一節の中に明瞭にあらわれている。そして、われわれは、前文の末尾に見えるつぎの一節によって、この法典のみが、 今後、治者の依拠すべき唯一の法典とされたことを知るのである。

「およそ luk khun たる者, (こののち) 三印のしるしなき (法典を見ることあるとも), ゆめこれを信じ, 用うることなかるべし」

<sup>22)</sup> พจนานุกรมฉบับราชบัณฑิตยสถาน พ.ศ. ๒๔๕๓ p. 337 r.

<sup>23)</sup> Ibid., p. 3651.

<sup>24)</sup> Lingat (2), p. 26.

(ลูกขุนทั้งปวงไม่เห็นบีดตรา พระราชสัห พระคชสัห บัวแก้ว ลามควงนี้ไซ้ อย่าให้เชื้อพัง เอาเปนอัน-ขาดทีเดียว)<sup>25)</sup>

#### Ⅲ 三印法典の構成と内容

「三印法典」の3組の写本は、その後、全く不可解な理由から散逸してしまう。これがふたたび、不完全ながら、その全貌をあらわしたのは、ようやく今世紀の初頭になってからのことであった。1908年、一民間人の手によって、「三印法典」の正本2帖が当時の Vajirañaṇa 図書館に将来されたことがきっかけとなって、「三印法典」の存在は急激に世の注目を集め、積極的な回収策が推進された結果、合わせて79帖の正本が発見されるに至った。これらの79帖を照合したところ、1805年に完成をみた3組の「三印法典」は、それぞれが、41帖から成っていたことが判明した。 $^{26}$ 

その後、これらの「正本」の作成にたずさわった書記と、同一のグループの手になるところの第4の写本17帖が発見された。この第4の写本は、3印が押捺されていないこと、「正本」では3名となっている校正者の数が、1名少ない2名である、という点をのぞけば、あとは完全に「正本」と一致することがわかった。この写本を「副本(nǐnsons) chabap rong song)」と呼ぶ。副本はわずか17帖しか発見されなかったが、この中には、既発見の「正本」に欠けている「賠償金定率法(พระไอยการ กรมลักดิ Phra Ayakan Kromasak)」と「奴隷法(ลักษณะทาษ Laksana That)」の2編を含んでいたため、きわめて重要な発見となった。すなわち、この副本の発見によって、われわれの前に、1805年に編纂された「三印法典」の原本が、ほば完全な形で姿を現わしたのである。

こうして回収された「三印法典」は、つぎのような内容をもつ。<sup>27)</sup>

1. Phra Thammasat พระธรรมลาตร	1	7. Sakdina Phonlaruan ศักดิ์นาพลเรือน
2. Inthaphat อินทภาษ	1	1 8. Sakdina Thahan Huamuang
3. Phra Thammanun พระธรรมนูญ	1	ศักดิ์นาทหารหัวเมือง 1
4. Laksana Wiwat ลักษณะวิวาท	1	9. Laksana Kuniลักษณะกู้นี่ 1
5. Laksana Rapfong ลักษณะรับพ้อง	1	10. Laksana Phua Mia ลักษณะผัวเมีย 2
6. Kromasak กรมศักดิ์	1	11. Laksana Chon ลักษณะโจร 2

<sup>25)</sup> KTSD, Vol. 1, p. 5.

<sup>26)</sup> したがって総冊数は123帖となるが、残余の44帖は、今日もなお発見されていないようである。

<sup>27)</sup> Burnay (1), pp. 138-139 n.

#### 東南アジア研究 第6巻 第4号

12. Laksana Lakpha (Munlakhadi		21. Laksana Phisut Damnam
Wiwat) ลักษณะลักภา (มูลคดีวิวาท)	1	Luiphloeng ลักษณะพิสูทธ์ดำน้ำลุยเพลิง
13. Laksana That ลักษณะทาษ	1	1
14. Laksana Betset ลักษณะเบ็ดเสร็จ	1	22. Kot Monthianban กฎมณเทียรบาล 2
	-	23. Kotmai Phrasong กฎหมายพระสงฆ์ 2
15. Laksana Phayan ลักษณะพยาน	. 1	24. Laksana Aya Luang (Laksana Aya
16. Laksana Moradok ลักษณะมรฎก	1	Rat) ลักษณะอาญาหลวง
17. Tralakan ตระลาการ	1	(ลักษณะอาญาราษฎร) 2
18. Utthon อทธร	1	25. Laksana Khabotsuk ลักษณะขบถศึก 2
19. Kot Samsip-hok Kho	-	26. Phraratcha Kamnot Kao
กฎสามสิบหกข้อ	1	พระราชกำหนดเก่า 5 27. Phraratcha Kamnot Mai
20. Phraratcha Ban-yat		พระราชกำหนดใหม่ 5
พระราชบัญญัติ	1	計 41

これらの各々について、以下に簡単な解題を行ないたい。<sup>28)</sup>

#### 1. Phra Thammasat

本書は、つぎの *Inthaphat* と共に、自余の25編とは異なったカテゴリーをなすものであって、何らかの制裁規程を伴うところの、いわゆるKotmai (法律) の範疇には入らない。 その内容は、つぎのとおりである。

- a) Phrathammasat の由来
- b) 裁判官にかんする24の事項
- c) Mulakhadi (訴訟の主原因)
  - i) 裁判官のための10項目
- ii) 訴訟の当事者のための29項目
- d) Sakhakhadi (訴訟の副原因)
- b) d) は、法典の分類原理を示したものであって、伝統的法体系の要に位すべきものである。 $^{29}$ 
  - 2. Inthaphat

直訳すれば「インドラの言葉」。裁判官の心得書。

- 28) 三印法典の解題としては、つぎのものが便利である。 พระยานิติศาสตร์ ไพศาลย์ ประวัติศาสตร์กฎหมายไทย (คำสอนชั้นปริญญาตรี พ. ศ. 2501-02) กรงเทพฯ 2502
- 29) Lingat は, この分類表に「三印法典」の各冊との対応を試みている。 cf. Lingat (2), pp. 69-70.

#### 3. Phra Thammanun

2部より成る。第1部は裁判手続に関する事項を取り扱い、第2部では、各種の官印とその 用途について解説している。

4. Laksana Wiwat

争論,暴行に関する規程。

5. Laksana Rapfong

告訴の受理に関する規程。

6. Kromasak

Phromasak とも言う。賠償金の定率を定めた規程。

7. Sakdina Phonlaruan

より正しくは Phraayakan Tamnaeng Na Phonlaruan. 「民部」に属する者のサクディナを 定めたもの。つぎの 8. と対をなす。

8. Sakdina Thahan Huamuang

「兵部」に属する者、および諸地方の官吏のサクディナを定めたもの。

9. Laksana Kuni

金銭の貸借に関する規程。

10. Laksana Phua Mia

婚姻に関する規程。

11. Laksana Chon

窃盗罪に関する規程。

12. Laksana Lakpha

Phraayakan Laksana Lakpha Luk Mia Phukhon Than すなわち,他人の子女,妻,奴隷等の誘拐罪に関する規程。「正本」には、余白に Mulakhadi Wiwat が書き加えられている。30>

13. Laksana That

奴隷一主として Sin thai 奴隷と子奴隷31) 一に関する規程。

14. Laksana Betset

訳せば「雑律」。つぎの12項目に関する規程を含む。

- a) 田地·畑地
- b) 给她·suan³²)

<sup>30)</sup> Burnay (1), p. 43.

<sup>31)</sup> Sin thai 奴隷, 子奴隷の定義については拙稿「タイの奴隷制に関する覚え書」『東南アジア研究』 第5巻第3号(1967年12月)参照。

<sup>32)</sup> 果樹園,野菜園などを意味し,na(水田),rai(陸田,畑地)に対立する概念。

- c) 不当利得および質
- d) 典売
- e) 賃貸借
- f)雇用
- g) 売買ほか
- h) 不法行為
- i)贈与ほか
- j) とばく行為
- k) 雑
- 1) 各種の鬼類
- 15. Laksana Phayan

証人の資格等にかんする規程。

16. Laksana Moradok

相続に関する規程。

17. Tralakan

Tralakan すなわち裁判官と裁判の手続に関する規程。

18. Utthon

上訴に関する規程。

19. Kot Samsip-hok (36) Kho

訳せば「36条法」。

20. Phraratcha Ban-yat

訳せば「勅令」。22の各種の勅令を含む。

21. Laksana Phisut Damnam Luiphloeng

各種の"神判"に関する規程。

22. Kot Monthianban

王室典範。

23. Kotmai Phrasong

サンガに関する布告。

24. Laksana Aya Luang-Laksana Aya Rat

政府に対する犯罪、私人に対する犯罪に関する規程。

25. Laksana Khabotsuk

謀反に関する罪の規程。

#### 26. Phraratcha Kamnot Kao

訳せば「旧勅令」。アユタヤ時代の勅令64編、トンブリ時代の勅令1編を含む。

#### 27. Phraratcha Kamnot Mai

訳せば「新勅令」。ラーマ1世の勅令45編を含む。

# Ⅳ 三印法典利用上の問題点

「三印法典」は、タイ法制史史料としてのみならず、広く、アユタヤ朝の社会経済史、言語 史等を志す学徒にとっても、豊富な材料を提供しうる貴重な文献であるが、前述したような成 立の事情からして、これを無批判に利用することは許されない。「三印法典」という形での成 立が、1805年であることについては、「正本」そのものの発見によって、もはや疑う余地はな いが、その内容がいつの時代を、どの程度に反映すると見るべきかについては、諸家の間で意 見が一致していない。33)この問題については、今後の考究にまたねばなるまい。ここでは、 「法典」の利用にあたって留意すべき若干の問題点を記すにとどめたい。

#### 1. 年代について

「三印法典」に収録されている,各種の法令,布告には,冒頭あるいは末尾に日付が記載されているのが普通である。おそらくこの日付は,「御文庫本旧法典」所載のものをそのまま転写したものであろう。これらの日付について,いま月日の問題をひとまずおき,年代のみに限定して考えてみると,つぎの3種の場合をあげることが出来る。すなわち,(1)「仏暦」であることが明示されている場合,(例,Laksana Aya Luang,仏暦1895年),(2)「小暦」であることが明示されている場合 (例, Kotmai Phrasong,小暦1144),(3) いずれとも明示されていない場合。

- (1), (2) については問題はないが、(3) については、 まず依拠した暦法を決定することが必要である。 ダムロン親王の「タイ法典考」は、「三印法典」所収の法令、 布告の年代決定に
- 33) たとえば Robert Lingat は、Par conséquant、alors même que la date du préambule renseignerait avec quelque sureté sur l'année de la confection de la loi, on resterait dans l'incertitute sur le contenu primitif du texte. Il est donc prudent, de toute manière, de considerer l'oeuvre de 1805 comme représentant simplement l'état du droit à cette epoque. (R. Lingat, L'esclavage prive dans le vieux droit siamois. Paris, 1931. p. 16) と述べ、「三印法典」の史料価値を、むしろラーマ I 世史料に限定しようとする。これに対し、これまでのタイの多くの学者は、全く史料批判の手続を踏まず、無批判に、アユタヤ史料として、この法典を利用している。(例えば Khchon Sukhaphanit の「プライ身分」 ขจร ลขพานิช ฐานนิตร โพร์ Bangkok, 1962.) また H. G. Quaritch Wales は、ボロマトライロカナート王以前の年代をすべて退けている。(Wales, 1965. p. 172) 個々の法令の年代を決定し、ついで竄入、改変等を科学的な史料批判の手続にしたがって吟味し、「三印法典」を何とかアユタヤ史料として利用しようとする試みが、ようやく最近に至って現われ始めている。(David K. Wyatt, "The 'Kata Mandiarapala and Malacca'," Journal of Siam Society, LV, Pt. 2, pp. 282 ff., Akin Rabibhadana, 1968. など。)

かんする先駆的業績として著名であるが、この論文の中で親王は、依拠された暦法として (a) 仏暦 (Phuttha Sakkharat) (b) 小暦 (Chunla Sakkharat) (c) 大暦 (Maha Sakkharat) (d) 法律暦 (Sakkharat Kotmai)<sup>34)</sup> の四つの可能性をあげている。

ダムロン親王の説は、その後、多くの学者によって受け入れられて来たが、1963年、Phiphat Sukkhathi は、「チュラマニ暦」と題する論文の中で、このダムロン親王の説を批判して注目を浴びた。35) Phiphat は、まず、親王の提唱した「法律暦」が、「チュラマニ暦」と呼ばれるべきことを論証し、親王によって「法律暦」とされたもののみならず、親王が「大暦」であると考えた年代が、すべて「チュラマニ暦」であると主張した。Phiphat 説によれば、これまでの定説となっていた年代のいくつかを約100年も引き下げることになるが、Phiphat の決定した年代は、併記されている12支 (Naksat) とも完全に一致する等、説得力に富み、これを支持する学者の数は次第にふえつつある。

「三印法典」にあらわれた年代には、明らかに誤写と推定されるものを含め、未決定のもの若干がのこされているが、これらについては Phiphat の試案が提出されており<sup>36)</sup>、また最近では、David K. Wyatt により新たなダムロン説の批判が行なわれている。<sup>37)</sup>

#### 2. 竄入・改変について

既述のとおり、「三印法典」は、その編纂の目的が、「ゆくさき、この王国を統治すべき諸王にとって、役立」たせるための実用法典の作成にあった以上、底本となった「御文庫本旧法典」に、当時の実情に合致するような改変、挿入が行なわれたことは当然予想されるところである。380 これらの吟味は、今後それぞれの法令について逐一精密に行なわれなければならないが、ここでは若干の事例をあげて問題の所在を示しておきたい。

## 1) 竄入の例

Phrathammanun 19 には、Chaophraya Chakri 所管の諸国の表が掲げられている。<sup>39)</sup> 本テキストに付された年代は、1555年亥年であるが、これはチュラマニ暦1555年と考えられ、西暦に換算すれば1743年亥年、したがって本法はボロマコート王の治世の成立と推定される。

ところでここに掲げられた諸国のリストの中には Krung Kao が含まれているが、この語は、 直訳すれば「旧都」であって、トンブリ朝以降、旧都アユタヤを指すのに用いられるようにな ったものであるから、おそらくは写本作成の過程においてまぎれこんだものであろう。

<sup>34) 「</sup>法律暦」とは、ダムロン親王が、前者三つの暦法のいずれにも該当しないと推定された、未詳の暦法をこう仮称したものである。

<sup>35)</sup> Phiphat (1) 本論文はすべての「法典」利用者にとって必読の文献である。

<sup>36)</sup> Ibid. pp. 55-56.

<sup>37)</sup> Wyatt, op. cit.

<sup>38) 「</sup>御文庫本旧法典」自体における竄入,改変も当然考えられる。

<sup>39)</sup> *KTSD*, Vol. 1, p. 142. 拙稿「アユタヤ王朝の統治範囲を示す『三印法典』中の3テキスト」『東南アジア研究』第6巻第2号 pp. 59-65.

#### 2) 改変の例

Sakdina Phonlarŭan や Sakdina Thahan Huamŭang には、多くの官職名が、位階、欽賜名と共に記載されている。これらの中で、位階が Chao Phraya とされているものが多く見られるが、これはおそらく後世その官職をもつ者に、Chao Phraya の位階が与えられるようになった状況に適応するようになされた改変であって、原テキスト成立当時は、多分 Phra にすぎなかったものと推定される。40)

## 3) 付加の例

Sakdina Thahan Huamuang の成立は 1466年と考えられるが<sup>41)</sup>, ここに記載された krom の名称中たとえば Krom Asa Jipun (日本人志願兵隊) などは、史実に徴して、後世の付加であることは明瞭である。

#### V 三印法典刊行史

1908年,「三印法典」正本が発見される以前から,同法典の存在はひろく知られていた。「三印法典」を刊行して,世にひろめようとの努力が,はじめて行なわれたのは,遠くラーマⅢ世の治世にさかのぼる。当時の新知識の一人として,西洋の印刷技術のタイへの導入に深い興味をいだいていた Nai Mot Amatayakun มาย 「หมด อมาดยกุล (のちの Phraya Krasap พระยากระสาป ) は,三印法典の写本1組を入手して422,これを2冊に印刷して出版しようとした。ところがこの企てを知った時の国王ラーマⅢ世は,すでに発売されていた第1巻をことごとく没収するよう命じ,これをすべて焼却せしめた。「焚書」の厄をまぬがれた Nai Mot 本がどれほどあったかについては,全く不明であるが,今日もバンコクの国立図書館(The National Library,Tha Wa Sukri)に,その1本が保管されている。第2巻は,公にはされなかったが,すでに印刷を完了していたもののようである。432

Nai Mot の「三印法典」刊行の計画は、つぎのラーマN世王の時代となってから、長老派の一宣教師の手によって実現を見ることとなった。ブラドレー博士 (The Rev. Dan Beach Bradley M.D.) といえば、タイ人にとっては、種痘の紹介者として、宣教師としてよりも、むしろ医者として親しまれていたが - タイ人は同博士を Mo Bratle (ブラドレ医師) と呼ぶ一同時に思い起こすのは、博士が1839年バンコク・ヤイ運河のほとりに開設した印刷所のことである。タイ国政府が作成した最初の印刷物「阿片禁止の布告」9,000部が印刷されたのはこのブラ

- 40) Akin (1968), p. 231.
- 41) 前掲拙稿 p. 55.
- 42) Nai Mot 本の底本となった写本がどのようなものであったか、 それがどのような事情で Nai Mot の手に入ったか等の事情については不明である。
- 43) Burnay (1), p. 154 n.

ドレー博士の印刷所であった。 $^{44}$  1862年,同博士は,Nai Mot 本に基づいて「タイ国法律集」第1巻を出版,つづいて翌1863年に,第2巻を上梓した。この2冊本が,後述する Lingat 校訂本が1938年に世に現われるまで,70年以上にわたり,広く利用されたところの「ブラドレー法典(Kotmai Mo Bratle or Kotmai chabap Mo Bratle)」である。 $^{45}$  ブラドレー博士のこの2冊本の法典は,その後に出版された,すくなくとも3種の刊本の底本となった。そのひとつは,1895年,ルアング・ダムロン・タマサーン Luang Damrong Thammasan หลวงคื-15 $^{1}$   $^{1$ 

1910年には、タイ近代法の父といわれるラーブリ親王 (Prince Rabi กรมหมื่น ราชบุรีคิเรกฤทธิ์) がすぐれた脚注を加えた、いわゆる「ラーブリ法典」 2 巻が 上梓された。 1935 年、 Sathien Lailak ร. ต. ท. เสถียร ลายลักษณ์ らが、「年次法律集成」 を編纂したとき、その冒頭においたのも、「ブラドレー法典」であった。

「三印法典」正本および副本の発見があったのちも、これらを学問的に研究した業績はほとんど現われなかった。ようやく、1928年にいたって、フランス人 Jean Burnay が、「相続法 Laksana Moradok」の校定本を、「法典」の前文とともに Journal of Siam Society 誌上に発表した。さらに翌1929年から4回にわたり、同誌上に"Inventaire des manuscrits juridiques siamois dit ฉบับหลวง et ฉบับรองทรง รัชกาลที่ 1" を連載して、「三印法典」の正本および副本の目録を完成した。また1930年には Robert Lingat とともに、「雑律 (Laksana Betset)」の校定本を公にしている。

てうした,外国人法制史家による「三印法典」研究の機運は,当然のことながら,タイ人学者にも反映した。 のちにタイ国立憲革命 のイデオローグとなった Pridi Phanomyong こと Luang Pradit Manutham は,かれが1931年に編纂した「タイ国法律集成 (Prachum Kotmai Thai)」の第1部に,Phra Thammasat ほか, 9編を「三印法典」正本の影印本の形で加えている。この本は,評者 Burnay が "Ce livre n'est pas beau. ... il faut de bons yeax,parfois une bonne loupe." と言っているように,印刷技術は劣っているが,多くの研究者に「正本」に直接触れる機会を与えたという点で高く評価されよう。翌31年に,王立翰林院の手で

<sup>44)</sup> Kenneth E. Wells, History of protestant work in Thailand, 1828-1958. Bangkok, 1958, p. 14.

<sup>45)</sup> Lingat (2), p. 31. 初版本は未見。筆者は, さきに, 第10版の記述に基づき, 小暦 1135年 (1873) を, ブラドレー博士本の出版年としてあげたことがあるが(前出拙稿「タイの奴隷制に関する覚え書」 p. 178), Lingat にしたがって1862と訂正したい。 最近, 筆者は, Michigan 大学の W. Gedney Collection から, 小暦 1229年(1867) 版の microfilm copy の恵贈を受けた。

<sup>46)</sup> Prachum Kotmai Pracham Sok (一般に PKPS と略す)

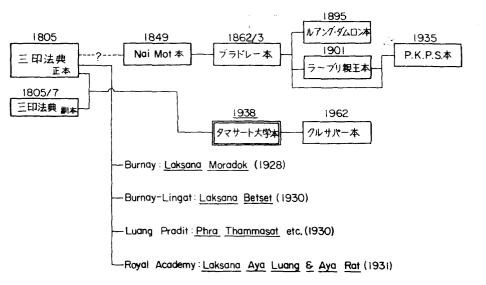


図2 三印法典刊行の沿革

 $Laksana\ Aya\ Luang\$ と  $Laksana\ Aya\ Rat\$ の校訂本が刊行されたというのも、 こうした 一連の動きと無関係ではなかろう。

1938年、Jean Burnay と Robert Lingat という2人のフランス人学者の10年を越える努力は、ついに「三印法典」全文の校訂本完成として結実した。これが、タマサート大学本ないし Lingat 校定本として、今日最も権威ある「三印法典」の刊本とされているものである。絶版となって久しかった本書は、1962年、5冊の廉価普及版として、クルサパーから再刊され、今日容易に利用できるようになっている。

以下に、上述した各種の刊本を列挙し、これに簡単な解題を加えて、本稿のむすびとしたい。

#### (1) ブラドレー本:

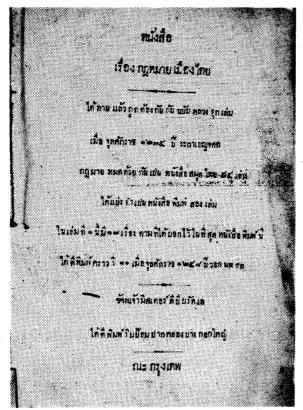
ดีบีบรัคเล, หนังสือเรื่องกฎหมายเมืองไทย กรงเทพฯ 2 Vols.

Vol. 1: 495 p., Vol. 2: 513 p. 初版は第 1 巻が1862年,第 2 巻が1863年。 もっともひろく目にふれるのは 1896 年 の 第 10 版。 本書は,「三印法典」以外に, ラーマ III 世 時代の新法 Laksana Chon Ha Sen ลักษณะโจรหาเล้ม を加えている。(写真 2)

# (2) ルアング・ダムロン本

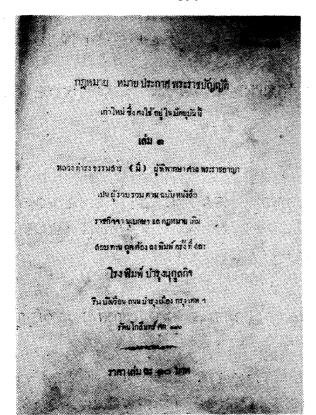
หลวงคำรง ธรรมสาร (มี) ผู้พิพากษาศาลพระราชอาญา, กฎหมาย หมายประกาศพระราชบัญญัติ เก่าใหม่ซึ่งคงใช้อยู่ในบัตยุบันนี้ กรุงเทพฯ, 1895. 2 Vols.

Vol. 1: 45+618 p. Vol. 2: 43+573 p. この長たらしい題目を直訳すれば、「現在用いられている新・旧の法律、布告、勅令」となる。各巻の巻頭に加えられた内容目次は、各条文の内容を簡潔に示しており、検索上はなはだ便利である。 写真では第2版ラタナコーシン暦 116



water and the 🔹 นักวาทุกรังโดกเกิน รับกัญเวทิกเมินาะทั เลเรียวนูย์เรียวล์ที่สารหลัดใหญ่ใน โดย ลัพราชัยเราโลก สูสัสสัสดิ์ปากรฏิเภาสิหัสเหตุสามารมอกาน เรอาที่โด มัญญาตั้ง รู้ดีว่า มัญญักร ระการ ระการการ ดังเกิดนัก รัฐมาตั้งส ะเรียกับกับการแบ่ก็ แต่นี้ เป็นว่าน้ำ นักวา สวาจ เมโสการเสร็ว สุดเลีย ซึ่งส คุกหลัง กับกรัฐพระกับกับโดกเมือง (บันวิโทยเพื่อหมได้ ภูพยา พระกาศักราช เรื่องโรการ กำลังการที่สาราชการการการที่ อับพระเบิญที่ก็ก็ : ชางเว็บการคัง เป็นใช้มนากะแห่งพระคุณ สรีมณฑายแล้ง พระสาที่คอ ดังจัญ ระจิ๋ง พระวัญวรีอสงจะแล สมมุติด รักรุษาปุรัสง์ อันเปน อริยสัปรุษยยู่มีญาณรักษุ ริษารูเพื่อ Linguist fe gientum mennine erringen und bei eine gegene กามขึ้นพบรัสนโทยนั้น โดยบังนั้นว่ากรานตัวตัวกัดโทย เรเนีย รื่องที่ตั้งคราชัสส 🕆 รู้นักงาย รู้นาประเบามหารเรียนใดง องักแล้ง ในกระทั่งประ พัฐธรษัตร กับว่าคำถึงกับ ไดกรดังกับป ประโทย andlane imigiging Sandles Gesenbirmireite มผูสารระ สันพระเงินลางฤทีนี ภาติกันกล่าว จาที่ได้ในกัน บุมมกา

写真2 ブラドレー本の表紙と本文



### MIS BIJING INT

ruum ah ah in gereichteufe ganetelifte geregeneuren

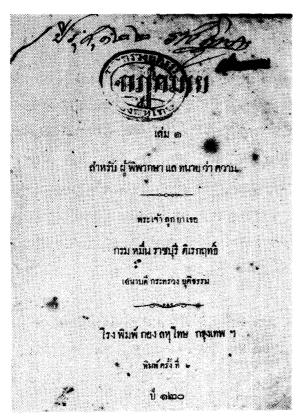
ศักร์ที่ รณีพัญญ์สุ ใน รามัญ ประเทศ ภาษายะ ตัวอากาษา ราม มห์ประพัญภัติสิตร์มิโลภาพอัตินี้ ปุรึกธะะวันบุรุษอรัฐปนวัติจัดตั

ทุกภาพที่กับที่รับในขั้นจาก ซึ่ดรสามมาแล้ในรถานเป็นเท เทคทีเลี้ย์ (เหติ (เมื่อว่าจัก เทริสา (กับกลที่) สัติ

ชื่อสำนักแบบเกลาสารกับ สามภาษายะ พันธ์สหานภาษา ๆขอ อัสเด็จเกลาสสุดกระ จะทับ กับสถับ ซึ่งสำนัก พยบบบสาคเพื่

นักวาทุทนัง โดกาทิงกัง สัมพัญจาทิงงพัณฑะดัง จักสุมา มุกิจัง อังทันกรายัง เคนนายยิง จันาฏิภันกรายังปร โปกกิเม โหกอัพพา ยัญคโดกที่คัวอัคกัง รับพรอักกับคีปากรฏัง ภาธิกรมพุชาเรน มูตรภาชา ยะอาที่ใด ปรับปรากะดังกานี ราบัญญสุปฏิรู้ดัง ราบัญญัสสจะภาสายะ ทุกภาพีทั่งปริเธนิท กัสบาทั้งสามะภาสายะ วะจึงสนักจ์ สุณาถะเมคื อหัง ขันว่าข้า นักวา ถวายนนักการนีขัว พุทธัง ซึ่งอนเด็จพระ พุทธูเจ้า อันครัสรู้พระอริยลัจ 4 โดกาทิจจัง อันยังโดกย์ ทั้งสามให้สงาง คุรความระบบที่คยี่ยังเล่ยวโดกย์ กับมัญจะ ซึ่งพระโดกกรอรรม 🗸 ประ การ 🐭 กับ พระปริบัติ ก็ดี อาทิจจนัณาของวิ อันนี้ปริบามพอแพงพระพุณ ประกุล ปริมณฑล เพราะอาทิศย์ สังพัญจะ ซึ่ง พระอัพฏารียสงพ์ แลสม มศิสมท์ศัก คักขุมาปุริสัง ยันเปนธริยส์ปีรุ๊ษผู้นึญาณคักษ วิชาฏะยิง วจัด แล้ว ถึงกรายัง ซึ่งขัน กราย เดนรดนักดยปัปในนานานุภาเฉนะ ด้วย อานุภาพ เพ่ง ประณาบ ซึ่งพระรักนโครยนั้น โดคถึ อัน ว่าความคีรี ดัวอัด ไหคุ จงนี้ เมแก้ เรา จีนเด็ดนครายัสส - อัน นี้ ลันคราย อันประณามสระ รัศนโครย์ จา้ด แล้ว อัพพะทา ในการทั้งปาง ขัญจะสัตถัง อันว่าค่าก็ร์ ขัน ใด โดกที่คัง เป็นประโยชน์แก่สัคว์ โดกย์ ปากรถูง ปรากฏ ขับพรดัศดัง อีดี ชื่อว่า คำถึงพระธรรมสาคร มนุสาเรษะ ซับ พระมโนสารฤๅษี ภาลีตั้ง กล่าว อาทิโค ในกัน บุละภาสายะ ด้วยบกรภาษา ปรับปรากคัง อัง ปรับปราคารีย์น่าชื่อสัมพันนา ปลีบริติจั ตั้งอยู่ รานัยเญสุ ในราษัญประเทศ ภาษาตร ด้วยภาษา รามัญญัติสาร แห่งรามัญก็ดี ซีทานี ในกำลุบัตนี้

写真3 ルアング・ダムロン本の表紙と本文



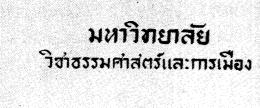
#### THE MEETIN

หนึ่ง ให้ พย พลวง ฉบับ หนึ่ง ไว้ ค่าย หลวง ลำหรับ ลุบลุน ฉบับ หนึ่ง มีค.ครา พระราชสีท์ พระหรัสท์ บัว แก้ร พุก เก็บ เป็น สำคัญ ถ้า พระเกษ พระโกรส์ เขีญ พระสมุค พระราช กำหนค บท พระ กับการ ออก มา พิพากษา ถึง คะที่ โค ๆ ถูก ขุน ที่กปรง ไม่ เห็น ปีค ครา พระราชส์ท์ พระพรส์ท์ บัวเก็ว สาม ควร นี้ ใช้ อย่าให้ เชื่อ ตั้ง เอา เปน อัน จาค ที่เดียว

#### נחר מנדנם : נש

 นักวาพุทธ์ โดกาทิจ์ ขับบัญจากิจจะบัณฑด์ จักขุนาปุริส์มีนัดภา ย่งหนวิทาญนี้ วิทาทิทนังกราบอิส โสคดีเม โหกุสพพหา ยัญจโตกะพึ่ง ดัตถ์ นัมเรสติดนับที่ปากรฏ่ ภาสิต มนุสสาเวน มุดมาาสายเขาที่โด ปกับปรา ภะศัทานิรา หัญ์เญสุ ปคิญฐีค่ รามัญญ์ชัสะ คะภาสายะ ทุกภาศัวห์ บุรีเซนิท คัญนา ค่อวมภาษายวระจือังนัก อัญเาถเนติ 😘 อห์ อันว่าข้า นักวา ถวายนมศักวายอ้ว พุทธ์ ซึ่งอนต์ หระทุกหล้า อันครัสรู้พระอารีย ถือ 4 โดกาทีลัง อันยังโดกย์ทั้งสาม ให้ ความ คุรควม พระอาดิศม์ กัน สอมโอกม์ ชนับบัญจะ ซึ่ง พระโอกุศรขรรม ประการ ๑๐ กับ พระบริญที่ก็ก็ดี อาทิจมัญจากจั เน้น นี้ปริมณจาก เท่ง หระกุณ ประกุลปริมณของเคราพระอาทิศษ์ สังพัญชา ซึ่ง พระอัษฎาริยสเพื่ ะต ชนนุดี สะทักร์ จักรุนาบุรีส์ พัน เปน พรียสมีกุษ ผู้มี ญาณ จักษุ จินายูรยี่ หลัดแต่ว อันคราย์ ซึ่งอันคราย เดนรดนัดดยอปณานานุภายาน คัวของนุภาพ แต่งประณาม ซึ่ง พระรัดนโดรย นั้น โดดถึ อันว่า ความศีรี ดวัสด์ ไหคุ จะมี เม แก่เรา วิชาติดันกรายสัส อันดรายอันประณาม พระทักนใครย ขคัด เด็ว อัพพกา ใน การทั้งประ นัญคะอัทถ์ อันว่าคำก็รั อันได โดกะที่ดี เป็นประโยชน์เก่สัดว์โลกย์ บากะฎี ปรากฏ รักษ อัตเซิลิ ชื่อว่า ล่าที่รัพระพรรมอาคร มนุธธาเรนะ อันพรรมในธาร ฤา≌

写真4 ラーブリ親王本の表紙と本文





ประมาลกฎหมาย รัซกาลที่ ๓ รุสศักราช ๑๑๖๖ พิมพ์ตามโระบับหลาง ตรา ๓ ตาง เล่ม ๓

#### (•) בתרומנונות כלא

1

นกวา พุทธ์ โกกาที่เรียนผยเราที่เรยนะคล มปลหากรูนู ผูสสนองดู เพพ สาปัฐ วิขาที่กนุกรายสุด โดกุลี เม โทคุ สพุทภา am s faung auf ennaubn y queg ภาสิต มยุสาเวน มุลภาสาย ชาติโด ปรมุปรากด์ คานี รามญเผสุ ปติฎชิต รามญุญสุส ๆ ภาสาย ทุกกาหุที่ ปุริเสมิต กสุมา ค สามภาสาย วริสุสมุ ค สุนาถ เม คื ะคือันว่าข้า แลวา ถวายนมัศการแล้ว พูดร์ ซึ่ง สมเคล็พระพุทธิเจ้าอันตรัสรู้พระอริยสัจ ๔ โลกาดิงร์ อันยัง โลคยทั้งสามให้สว่างดูจดางพระอาทิตยอันส่องโลคย หมุม ๆ ซึ่งพระโตกุดรธรรม ธ ปรการ 🗝 กับพระบริยัติก็ดี ชาติรูร มหากล้ อันมีบรินตทสุแท่งพระกุลเปรดูขบริมตทสแห่งพระ **ชิ้**จพระอัษฎาริยสงขแลสมมุติสงชก็ที่ อาทีคย ส่นณา รภุสุมาปุริส์ อันเปนอารัยสัปรุษยคู้มีญาณจักษุ วิชาญปี **จรัด** แล้ว อนุคราช ซึ่งขันคราย เคน วดปลุดยปุชัญงามานุภาเลย ด้วยอานุภาพแห่งประมามขึ้งพระรัตนใตรนั้น โสภุถิ อันความ คริสวัสด์ โดย จงมี เม แก่เรา วิชเวทิยแครายสุส อันมี อันครายอันปรนามพระรัศนใครขจัดแล้ว สพุทกา ในกาสทั้ง

写真5 タマサート大学本の表紙と本文

<sup>( ...)</sup> พิษพ์ทานกะวันพลาย 1.: ซึ่งเหลือชื่อสายกนมกับทานกำน คือ 1.;; (ก) และ 1.jy (จ)

年 (1897) 発行のものを示した。 (写真3)

#### (3) ラーブリ親王本

กรมหมื่น ราชบุรีคิเรกฤทธิ์ เลนาบดี กระทรวงยุติธรรม, กฎหมาย กรุงเทพฯ 2 Vols.

Vol. 1: 4+796 p. Vol. 2: 444+152 p. 上記 2 書との内容上の相違は、下三印法典」の全文に加えて、小暦1163年酉年(1801)の日付をもつ未公刊の Kotmai Lilit lae Kromasaksamret กฎหมายลิลิตแลกรมศักดิ์สำเร็จ が収録されていることである。

本書の特徴は、(i) ラーブリ親王のすぐれた脚注が随所に挿入され、テキストの理解を助けていること、(ii) 当時すでに廃止されていた条文が削除され、 廃止の年月日が明示されていること、(iii) 第2巻の末尾に、項目別の索引がもうけられ、検索の便がはかられていること、などがあげられよう。 (写真4)

#### (4) P.K.P.S. 本

ブラドレー本の内容に、ラーブリ親王本所載の *Kotmai Lilit lae Kromasaksamret* を加えたもので、「年次法律集成 (Prachum Kotmai Pracham Sok)」の第1, 2巻および第3巻の1部を占めている。

(5) タマサート大学本または Lingat 校定本

มหาวิทยาลัยวิชาธรรมศาสตร์และการเมือง, ประมวลกฎหมาย รัชกาลที่ 1 จุลศักราช 1166 พิมพ์ตาม-ฉบับหลวง ตรา 3 ดวง. พระนคร, 1938. 3 Vols.

Vol. 1:10+446 p. Vol. 2:503 p. Vol. 3:10+467 p. 正本を欠く *Laksana Thai Kromasak* が副本によった外は、すべて正本に従い、テキストを、古綴字のまま忠実に復元している。 複数の写本が存在する場合には、いちいち、その異同を 脚注に おいて示している。(写真 5)

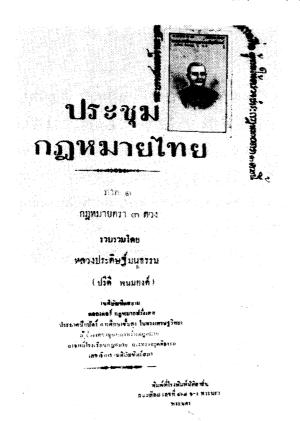
# (6) クルサパー本

องค์การค้าคุรุสภา, กฎหมายตราสามดวง พระนคร, 1962. 5 Vols.

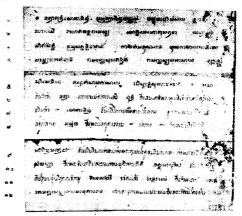
Vol. 1: 11+329 p. Vol. 2: 11+345 p. Vol. 3: 11+305 p. Vol. 4: 11+2+356 p. Vol. 5: 11+10+373 p. (5) の普及廉価版。「タイ語文叢書」のひとつとして出版されたもの。(5) の特徴であった脚注を欠く。

- (7) Burnay 校定本 Laksana Moradok:
- J. Burnay, "Texte de la loi Lakṣaṇa Moradok d'après le manuscrit Vajirañaṇa." として Journal of Siam Society, XXII, Pt. 2 (1928), pp. 117-151 に掲載。
  - (8) Burnay-Lingat 校定本 Laksana Betset:

単行本として、1930年バンコクで出版。 Jean Burnay et Robert Lingat, Lois Siamoises,



# รักษณะการธาวมศาสตร์ (พร้า • )



 ไลกาพิจจ์ คูงควาพระอาทิศยอน ดังนี้สมบดว่าท่านต้องการทราบว่าในบรรทัศที่ออกษรขอม อ่านเป็นสำเมืองใหยอย่างไร ผละคอนปลายบรรทัศที่เลอะ เลื่อนมีความว่ากระไร ท่านก็ควรคุใบหมายเหตุ (คือครง กับบรรทัศที่ (อาจจะหน้านั้น ท่านจะเห็นได้ว่าอักษรขอบ นั้นอ่านว่า "โลกาหิจจ์" และคอนปลายบรรทัศที่เลอะเลือน นั้นมีความว่า "คูงควงพระอาทิศยอัน"

#### 写真6 影 印 本 の 表 紙 と 木 文

Code de 1805 A.D. XIV: Lois diverses, texte. Imprimerie de l'Assomption; Bangkok, 1930. v pvi p30 p.

(9) Luang Pradit 影印本

หลวงประดิษฐมนูธรรม, ประชุมกฎหมายไทย ภาค 1. พระนคร, 1930. 10 : 243 p. 収録編名はつぎのとおり。

- ( i ) Laksana Phrathammasat
- ( ii ) Laksana Inthaphat
- (iii) Laksana Kuni
- (iv) Laksana Phua Mia
- ( v ) Laksana Phua Mia 関係法令
- (vi) Laksana Moradok
- (vii) Laksana Betset
- (viii) Kot Monthianban
- (10) アカデミー版 Laksana Aya Luang, Aya Rat

กฎหมายรัชกาลที่ **1 ฉ**บับตรา 3 ดวง ลักษณะอาชญาหลวงและลักษณะอาชญาราษำรั<sup>®</sup> กรุงเทพฯ, 1931. 3 : 67 p.

#### おわりに

1928年頃から1930年代にかけて、「三印法典」にかんする、あるいは「三印法典」を利用しての研究は、ほとんどフランスの碩学2人に独占されてしまっていたといっても過言ではない。その後この状況は、年代の研究など、ごく一部の研究をのぞいては、今日もあまり変化していないように思われる。しかしながらタイ史研究にとって「三印法典」は、放置しておくにはあまりにも貴重な史料である。最近になって、米国の David Wyatt、タイの Kachon Sukhaphanit、Akhin Rabibhadana らの努力で、本「法典」が再び史家の注目をあつめつつあることは、まことに喜ばしい。本稿がわが国における「三印法典」研究を推進する上に、少しでも寄与するところがあれば、望外の喜びである。

# 参 考 女 献

#### 1. タイ語

คำรงราชานุภาพ, มเด็จกรมพระยา

"ดำนานกฎหมายไทย" ชุมนุพระนิพนธ์ พระนคร พ.ศ. 2494 (1951). 321-357

(ダムロン親王「タイ法典考」『御著作集』)

ธนิด อยู่โพธ์

"เมื่อนักศึกษาวรรณคดีอ่านหนังสือกฎหมายเก่า" ศิลลปากร ปีที่ 5, เล่ม 6. 36-42

(タニット・ユーポー「文学研究者より見た古法典」『芸術局紀要』Vol. 5, No. 6) ชนิก อยู่โพชิ์

"มันทึกเก**ณฑ**์สอบศักราช" วารสารศิลปากร บีที่ 5, เล่ม 3. 52-60.

(タニット・ユーポー「年代考証」『芸術局雑誌』 Vol. 5, No. 3)

นิติศาสตร์ ใพศาลย์. พระยา

ประวัติศาสตร์กฎหมายไทย (คำสอนปริญญาตรี พ.ศ. 2501-02, มหาวิทยาลัยธรรมศาสตร์). Bangkok, 1959.

(プラヤー・ニティサートパイサーン『タイ国法制史』)

พิพัฒน์ สขทิศ

"การนับบี้แห่งพุทธศักราช" คิลปากร ปีที่ 7, เล่ม 1. 48-58. Abbrev. Phiphat (1) (ピパット・スックティット『仏暦考』『芸術局紀要』Vol. 7, No. 1)

พิพัฒน์ สุขทิศ

"คักราชจุพามณี" ศิลปากร ปีที่ 6, เล่ม 5. 47-57. Abbrev. Phiphat (2)

(ピパット・スックティット「チュラマニー暦」『芸術局紀要』 Vol. 6, No. 5)

แลงกาต์

ประวัติศาลตร์กฎหมายไทย (**ก**ฎหมายเอกชน) ข้อความบื้องต้น (คำลอนชั้นปริญญาโท, พ.ศ. 2478, มหาวิทยาลัยธรรมศาสตร์และการเมือง) Bangkok, 1935. Abbrev. Lingat (2)

(R. Lingat 『タイ国法制史(私法)序論』)

เลนีย์ ปราโมช, ม.ร.ว.

กฎหมายสมัยอยุธยา. Bangkok, 1967.

#### 2. 欧語

Burnay, Jean.

"Inventaire des manuscrits juridiques siamois," *Journal of Siam Society*; XXIII, pp. 135-203; XXIV, pp. 29-79; XXIV, Pt. 2, pp. 93-197; XXV, pp. 127-152. Abbrev. Burnay (1)

"Texte de la loi Lakṣaṇa Moradak d'après le manuscrit Vajirañaṇa, C.S. 1167," Journal of Siam Society, XXII, Pt. 2, pp. 117-151.

Burnay, J. et Lingat, R.

Lois Siamoises, Code de 1805 A.D. XIV: Lois diverses, texte. Bangkok, 1930. v + vi + 30 p.

Dhani Nivat, Prince.

"The reconstruction of Rama I of the Chakri Dynasty," *Journal of Siam Society*, LXIII, Pt. 1, pp. 21-47.

Lingat, Robert.

"Note sur la revision des lois siamoises en 1805," Selected Articles from the Siam Society Journal, Vol. 1, 1904/29. Bangkok, 1954. pp. 282-290. Abbrev. Lingat (1) De la Loubère.

Du Royaume de Siam. Paris, 1691.

Akin Rabibhadana.

The organization of Thai society, and the process of change in the early Bangkok period, 1782-1873. (unpublished master thesis) Ithaca, 1968.

Wales, H.G. Quaritch.

Ancient Siamese government and administration. New York, 1965. vii 263 p.

# 東南アジア研究 第6巻 第4号

# 付表 「三印法典」に含まれた法令・布告集の呼称対照表

ブラドレー本	Lingat 校 定 本
Phra Thammasat	Phra Thammasat
Inthaphat	Lak Inthaphat
Phra Thammanun	Phra Thammanun
Laksana Wiwat	Phra Ayakan Laksana Wiwat Tidakan
Laksana Rapfong	Phra Ayakan Laksana Rapfong
Kromasak	Phra Ayakan Phromasak
Sakdina Phonlarŭan	Phra Ayakan Tamnaeng Na Phonlaruan
Sakdina Thahan Hua Mŭang	Phra Ayakan Tamnaeng Na Thahan Hua Mŭang
Laksana Kuni	Phra Ayakan Laksana Kuni
Laksana Phua Mia	Phra Ayakan Laksana Phua Mia
Laksana Chon	Phra Ayakan Laksana Chon
Laksana Lakpha (Munlakhadi Wiwat)  Laksana That	Phra Ayakan Laksana Lakpha Luk Mia Phu Khon Than (Phra Ayakan Banphanaek) Phra Ayakan That
Laksana Betset	Phra Ayakan Betset
Laksana Phayan	Phra Ayakan Laksana Phayan
Laksana Moradok	Phra Ayakan Laksana Moradok
Tralakan	Phra Ayakan Laksana Tralakan
Utthon	Phra Ayakan Laksana Utthon
Kot Samsip-hok Kho	Kot Samsip-hok Kho
Phraratcha Ban-yat	Phraratcha Ban-yat
Laksana Phisut Damnam Luiphloeng	Phisut Damnam Phisut Luiphloeng
Kot Monthianban	Kot Monthianban
Kotmai Phrasong	Kot Phrasong
Laksana Aya Luang (Laksana Aya Rat)	Phra Ayakan Aya Luang (Aya Rat)
Laksana Khabotsuk	Phra Ayakan Krabotsuk
Phraratcha Kamnot Kao	Phraratcha Kamnot Kao
Phraratcha Kamnot Mai	Phraratcha Kamnot Mai